

新旧対照表（変更箇所抜粋）

○西桔梗南地区

事 項		計 画 内 容	
		新	旧
建築物等の制限に関する事項	地区の細区分	工業業務A地区	
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (14) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（ <u>る</u> ）項第2号に掲げるもの (15) 次に掲げる事業を営む工場 エ 可燃性ガスの製造（ <u>令第130条の9の8</u> ）に掲げるものを除く。	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (14) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2（ <u>ぬ</u> ）項第2号に掲げるもの (15) 次に掲げる事業を営む工場 エ 可燃性ガスの製造（ <u>令第130条の9の6</u> ）に掲げるものを除く。）
	地区の細区分	工業業務B地区	
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (15) 法別表第2（ <u>る</u> ）項第1号および第2号に掲げるもの	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (15) 法別表第2（ <u>ぬ</u> ）項第1号および第2号に掲げるもの
	地区の細区分	工業業務C地区	
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (15) 法別表第2（ <u>を</u> ）項第2号から第6号までに掲げるもの	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (15) 法別表第2（ <u>る</u> ）項第2号から第6号までに掲げるもの
	地区の細区分	工業業務D地区	
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (16) 法別表第2（ <u>を</u> ）項第2号から第6号までに掲げるもの	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (16) 法別表第2（ <u>る</u> ）項第2号から第6号までに掲げるもの
	地区の細区分	沿道サービス業務地区	
	建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (13) 法別表第2（ <u>と</u> ）項第4号および（ <u>を</u> ）項第2号から第6号までに掲げるもの	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (13) 法別表第2（ <u>と</u> ）項第4号および（ <u>る</u> ）項第2号から第6号までに掲げるもの
地区の細区分	沿道業務地区		
建築物の用途の制限	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (10) 法別表第2（ <u>ぬ</u> ）項第4号に掲げるものならびに同表（ <u>を</u> ）項第3号および第5号に掲げるもの（同号に掲げるものにあつては、専修学校および各種学校を除く。）	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (10) 法別表第2（ <u>り</u> ）項第4号に掲げるものならびに同表（ <u>る</u> ）項第3号および第5号に掲げるもの（同号に掲げるものにあつては、専修学校および各種学校を除く。）	

○桔梗中の沢地区

事 項		計 画 内 容	
		新	旧
建築物等の制限に関する事項	地区の細区分	低層一般住宅A地区	
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (3) 老人ホーム、 <u>福祉ホーム</u> その他これらに類するもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (3) 老人ホーム、 <u>身体障害者福祉ホーム</u> その他これらに類するもの
	地区の細区分	沿道業務地区	
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2 <u>(を)</u> 項第3号から第5号まで（第5号に掲げるもののうち専修学校および各種学校を除く。）および <u>(わ)</u> 項第4号から第8号まで（第5号に掲げるもののうち当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下のものを除く。）に掲げるもの (5) 法別表第2 <u>(ぬ)</u> 項第3号および第4号に掲げるもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2 <u>(る)</u> 項第3号から第5号まで（第5号に掲げるもののうち専修学校および各種学校を除く。）および <u>(を)</u> 項第4号から第8号まで（第5号に掲げるもののうち当該用途に供する部分の床面積の合計が1,500平方メートル以下のものを除く。）に掲げるもの (5) 法別表第2 <u>(り)</u> 項第3号および第4号に掲げるもの

○桔梗南地区

事 項		計 画 内 容	
		新	旧
建築物等の制限に関する事項	地区の細区分	テクノポリスシンボル地区	
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2 <u>(を)</u> 項第2号から第6号までならびに <u>(わ)</u> 項第2号から第4号までおよび第6号から第8号までに掲げるもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2 <u>(る)</u> 項第2号から第6号までならびに <u>(を)</u> 項第2号から第4号までおよび第6号から第8号までに掲げるもの

○桔梗南第2地区

事 項		計 画 内 容	
		新	旧
建築物等の制限に関する事項	地区の細区分	沿道業務A地区・B地区	
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (4) 法別表第2 <u>(ぬ)</u> 項第3号および第4号に掲げるもの、同表 <u>(を)</u> 項第3号および第5号に掲げるもの（同号に掲げるものにあつては、専修学校および各種学校を除く。）ならびに同表 <u>(わ)</u> 項第2号から第4号までおよび第8号に掲げるもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (4) 法別表第2 <u>(り)</u> 項第3号および第4号に掲げるもの、同表 <u>(る)</u> 項第3号および第5号に掲げるもの（同号に掲げるものにあつては、専修学校および各種学校を除く。）ならびに同表 <u>(を)</u> 項第2号から第4号までおよび第8号に掲げるもの

○函館駅周辺地区

事 項		計 画 内 容	
		新	旧
建築等の制限に関する事項	地区の細区分	交通拠点A地区	
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2 <u>(り)</u> 項第2号および第3号に掲げるもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）別表第2 <u>(ち)</u> 項第2号および第3号に掲げるもの
	地区の細区分	商業業務A地区1地区・A地区2地区・B地区・C地区	
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2 <u>(り)</u> 項第2号および第3号に掲げるもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 法別表第2 <u>(ち)</u> 項第2号および第3号に掲げるもの

○石川南地区

事 項		計 画 内 容	
		新	旧
建築物等の制限に関する事項	地区の細区分	沿道地区	
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (8) 法別表第2 <u>(へ)</u> 項第4号, <u>(ぬ)</u> 項第3号および第4号, <u>(を)</u> 項第2号から第6号まで, (第5号に掲げるもののうち専修学校および各種学校を除く。) ならびに <u>(わ)</u> 項第4号から第8号までに掲げるもの(第5号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (8) 法別表第2 <u>(へ)</u> 項第4号, <u>(り)</u> 項第3号および第4号, <u>(る)</u> 項第2号から第6号まで, (第5号に掲げるもののうち専修学校および各種学校を除く。) ならびに <u>(を)</u> 項第4号から第8号までに掲げるもの(第5号に掲げるものでその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以下のものを除く。)

○石川北第3地区

事 項		計 画 内 容	
		新	旧
建築物等の制限に関する事項	地区の細区分	沿道業務地区	
	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (3) 法別表第2 <u>(ぬ)</u> 項第3号および第4号に掲げるもの, 同表 <u>(を)</u> 項第3号および第5号に掲げるもの(同号に掲げるものにあつては, 専修学校および各種学校を除く。) ならびに同表 <u>(わ)</u> 項第2号から第4号までおよび第8号に掲げるもの	次に掲げる建築物は、建築してはならない。 (3) 法別表第2 <u>(り)</u> 項第3号および第4号に掲げるもの, 同表 <u>(る)</u> 項第3号および第5号に掲げるもの(同号に掲げるものにあつては, 専修学校および各種学校を除く。) ならびに同表 <u>(を)</u> 項第2号から第4号までおよび第8号に掲げるもの